

取引先への原本送付に当たっては、カラーでスキャンしたデータを送付することも可とします。
その場合、原本は発行元において保管してください（5年間保存）。
なお、記入例は木材の一般的な流通モデルを示したものであり、実際の流通経路については、
取引状況に応じて異なる場合があります。

大阪府産材トレーサビリティ管理票 【記入例】

原本①

下記の物件は、合法的に伐採された木材です。

発行番号(任意)欄には、管理上必要に応じて伝票番号等をご記入ください。

発行日：令和8年9月1日

発行番号(任意)：

認定素材生産者（認定番号：F26 - 000号）

〇〇〇株式会社

押印

林野庁GLの団体認定番号：大阪府木連第△△号

その他の登録・認証番号：〇〇〇-CLW-〇〇号

※他制度に基づき証明がある場合は、認定番号及び押印は不要

公共事業及び国有林野事業については
認定番号及び押印を省略します。

認定素材生産者は
枠内を記入し、
これを原本①として
証明書等とともに
認定原木取扱事業者
へ送付します。

樹種	スギ・ヒノキ・その他（ ）
伐採地域 ※代表地番を記入	大阪府河内長野市湊畑〇〇〇ほか
証明書等 ※一覧より選択 (番号のみ可)	②

一覧表の番号のみの記入
でも差し支えありません。

【認定原木取扱事業者 記入欄】

発行番号(任意)：NoXXXXX

原本②

取扱事業者（認定番号：M26 - 006号）

大阪府森林組合 木材共販所

押印

千早赤阪村中津原545-1

住所	千早赤阪村中津原545-1
樹種	スギ・ヒノキ・その他（ ）
取引量(m³)	100

クリーンウッド法の
登録がない場合は
空欄となりますが、
確認(✓)は行います。

クリーンウッド法登録木材関係事業者：	
☒	クリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集済みです。
☒	当該物件は、合法性確認木材です。
☒	収集した原材料情報が真正であると判断した。
林野庁GLの団体認定番号：大阪府木連第1号	
☒	当該物件は、合法的に伐採された木材のみを使用しています。

※認定原木取扱事業者は、上記枠内に記入後、写しを大阪府木材情報センターへ送付すること。

【流通確認欄】

製材工場が記入

流通事業者が記入

工務店が記入

令和8年9月4日	令和8年9月7日	令和8年9月9日	年 月 日
発行番号(任意)：	発行番号(任意)：XX-X	発行番号(任意)：	発行番号(任意)：
上記認定原木取扱事業者より 購入・取引（該当に○）	左記事業者より 購入・取引（該当に○）	左記事業者より 購入・取引（該当に○）	左記事業者より 購入・取引（該当に○）
木材関連事業者名 有限会社●●● 押印	木材関連事業者名 株式会社●●● 押印	木材関連事業者名 ●●●工務店 押印	事業者名 消費者(エンドユーザー)へ交付
住所 羽曳野市〇〇	住所 大阪市〇〇区〇〇	住所 大阪市〇〇区〇〇	住所
樹種 スギ・ヒノキ・その他（ ）	樹種 スギ・ヒノキ・その他（ ）	樹種 スギ・ヒノキ・その他（ ）	樹種 スギ・ヒノキ・その他（ ）
取引量(m³) 80 原本③	購入・取引量(m³) 50 原本④	購入・取引量(m³) 50 原本⑤	購入・取引量(m³)

100m³のうち残り20m³が
売れた場合は、原本②の
コピーをもう1部作成し、
新たに発行します。

大阪府産材認証制度の認定事業者でない場合は
認定番号欄を空欄としますが、林野庁ガイドライン
に基づく認定を受けていることが必要です。

認定木材加工流通事業者認定番号 認定番号： - 号	認定木材加工流通事業者認定番号 認定番号：P26 - 000号	認定木材加工流通事業者認定番号 認定番号： - 号
林野庁GLの団体認定番号： 大阪府木連第〇〇〇号	林野庁GLの団体認定番号： 全貫連第〇〇号	林野庁GLの団体認定番号：
☒ 当該物件は、合法的に伐採された木材のみを使用しています。	☒ 当該物件は、合法的に伐採された木材のみを使用しています。	☐ 当該物件は、合法的に伐採された木材のみを使用しています。

製材工場は、
原本②を保管します。
原本②のコピーに押印し
これを原本③として
流通事業者へ交付します。

流通事業者は、
原本③を保管します。
原本③のコピーに押印し
これを原本④として
工務店へ交付します。

工務店は、
原本④を保管します。
原本④のコピーに押印し
これを原本⑤として
消費者へ交付します。

認定木材加工流通事業者は、管理票を発行した際は、その写し（スキャンデータ可）を
木材情報センターへ送付いただくようお願いします。

証明書等一覧（一部）

- ①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
- ②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画
- ③森林法第11条第5項における森林経営計画認定書及び森林経営計画書（伐採に係る箇所のみ）
- ④他県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）
- ⑤森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による認定に限る）
- ⑥林野庁ガイドラインにおける団体認証による合法木材証明書（大臣から指定を受けた者による認定に限る）
- ⑦条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
- ⑧森林法第10条の8第1項における伐採造林届出書
- ⑨市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書
- ⑩森林法第10条の8第3項における緊急伐採後の事後届出書
- ⑪森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
- ⑫森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
- ⑬森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
- ⑭森林法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
- ⑮森林法第34条の2における採伐及び同法第34条の3における間伐の届出書
- ⑯森林法第34条第9項における緊急伐採後の事後届出書
- ⑰森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
- ⑱保安施設事業等に伴う支障木材伐採等（契約書、請書等それらを証する書類）

【国有林】

- ⑲林産物の売買契約書、請書等
- ⑳産物販売委託契約書
- ㉑立木補償に関する契約書、請書等
- ㉒樹木採取権実施契約

※書類は、該当箇所の写しでよい
※公有林は、国有林の⑲～㉒に相当するものを活用することが可能
※④及び⑤は証明制度名を、⑥は工事名称を2行目に記入すること

治山事業等

国有林野事業

【証明の終了】

0-4429-2714
info@mokcenter.jp